

**令和8年度スポーツ国際展開基盤形成事業
(スポーツ国際政策推進基盤の形成：
政府間会合の合意事項の履行)**

仕様書

1. 事業名

令和8年度スポーツ国際展開基盤形成事業

(スポーツ国際政策推進基盤の形成：政府間会合の合意事項の履行)

2. 目的

スポーツを通じた国際交流・協力、スポーツ大臣会合の開催及び国際競技大会等の招致・開催等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるために、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）等とのネットワークの強化、政策決定過程への参画など、国際スポーツ界における情報収集・発信能力を高めることが求められている。

本事業は、関係諸国との持続的な開発と平和の実現にスポーツを通じて貢献する観点から、日ASEANスポーツ大臣会合において合意された政府間の協力事項の実現に向けた取組を推進するものである。

3. 事業の内容

我が国は、ASEAN諸国からスポーツ分野における協力要請を受け、2023年第4回日ASEANスポーツ大臣会合で採択されたチェンマイ宣言において2030年まで優先的に進める協力分野（①体育教員・指導者の育成、②女性のスポーツ実施率の向上、③障害者スポーツの発展、④アンチ・ドーピング活動支援、および⑤スポーツマネジメント）について合意した。

本事業においてはAタイプ（ASEANにおける体育教師教育および障害者スポーツ促進）およびBタイプ（ASEANにおけるスポーツを通じたジェンダー平等の促進）の2事業について、事業の委託を受けた団体は以下のとおり実施するものとする。

【Aタイプ：ASEANにおける体育教師教育及び障害者スポーツ促進】

Aタイプの事業では、ASEAN諸国11か国（以下ASEAN各国）に向けて良質な体育教員の教育及び障害者スポーツの発展に資する政策立案支援事業を実施するものである。本事業の委託を受けた団体は、適宜スポーツ庁およびASEAN事務局と連携の上、以下（1）～（6）の内容を実施するものとする。

※令和6年度までの事業内容については以下を参照のこと。

スポーツ国際展開基盤形成事業 (<https://www.nittai.ac.jp/asean/>)

※令和7年度事業の内容については入札説明会にて説明する。なお、入札説明会に出席できない場合は、申し出に応じて説明資料を開示する。説明会開催後に国際交流担当宛（skokusai@mext.go.jp）にメールにて問い合わせること。

（1）ASEAN各国の体育教員の教育に資する支援

ASEAN各国において各国の実情を踏まえつつ、良質の体育教師教育システム開発・改善に向けて、各国の政策立案支援、各国担当者からなる専門家集団（Professional Learning Community）の形成、および良質の体育教師教育のASEANガイドライン（仮称）策定の支援を行うため、以下の①～③を実施する。

① ASEAN各国の現状把握とモニタリング

本事業で選出されたASEAN各国体育教師教育担当者11名（ASEAN事務局を通じてASEAN各国のASEANスポーツ大臣会合担当部署に選出を

依頼。原則、令和7年度から継続任命。)と協働し、令和7年度中に見直し・改訂を行った各国体育教師教育施策の推進に資するアクションプランを定期的(3~6か月毎)にモニタリング・フォローアップする。

②連携体制の基盤強化に向けた支援

本事業で選出されたASEAN各国担当者で形成されたネットワークを活用して、研修や対面ワークショップを実施し、ASEAN各国の政策立案に資する専門的な情報提供を行い、ASEAN各国担当者の人材育成をする。また、ASEAN各国のアクションプランの成果・課題を共有し、ASEAN各国の本分野における共通理解の促進と協働を促し、良質な体育教師教育にかかる専門家集団の形成およびその自走化に向けた提案をする。

③体育教師教育におけるASEANガイドライン(仮称)の策定支援

本事業で形成されたネットワークを通じて、体育教師教育におけるASEANガイドライン(仮称)の開発について、特にASEAN域内における良質な体育及びスポーツ促進という観点から今後ASEAN各国の政策立案の指針となるよう②の専門家集団を支援する。

(2) ASEAN各国の障害者スポーツの発展に資する支援

ASEAN各国において各国の実情を踏まえつつ、インクルーシブな体育のための教師教育および質の高い障害者スポーツ推進を支援するため、以下の①~③を実施する。

① ASEAN各国の現状把握とモニタリング

本事業で選出されたASEAN各国障害者スポーツ担当者11名(ASEAN事務局を通じてASEAN各国のASEANスポーツ大臣会合担当部署に選出を依頼。原則、令和7年度から継続任命)が、令和7年度中に作成したASEAN各国の障害者スポーツ施策実行に資するアクションプランについて、定期的(3~6か月毎)な個別協議の場を設け、モニタリング・フォローアップをする。

②障害者スポーツ推進にかかる相互支援システム構築

本事業で形成されたネットワークを活用して、研修やワークショップ等を実施し、障害者スポーツ推進に資する情報提供を行い、ASEAN各国担当者の人材育成をする。また、ASEAN各国のアクションプランの成果や課題を共有し、ASEAN各国における本分野の共通理解の促進と協働を促す。

③インクルーシブな体育教師教育のASEANガイドライン(仮称)の策定支援

(1)の③における体育教師教育のASEANガイドライン(仮称)策定において、インクルーシブな観点を導入する。

※必要に応じて上記(1)及び(2)を効果的に連動させること

(3)今後の事業展開への提言

将来的に本事業によって形成された専門家集団を持続可能な形で運営していくように、運営形態についての提言をし、ASEAN側へ意識づけを行う。

(4)日ASEANスポーツ高級実務者会合における報告

議長国(日本およびカンボジア)およびASEAN事務局の要請に応じて、令和8年10月にカンボジア・シェムリアップで開催予定の第9回日ASEANスポーツ高級実務者会合において、上記(1)及び(2)の進捗等を原則対面(やむを得ない場合にはオンラインを認める)にて報告する。

(5) 事業報告書の作成

以下の①、及び②を実施するものとする。

- ① 3か月毎にスポーツ庁に経過報告を行う（様式自由）。

② 事業報告

本事業の完了時に事業報告書及び概要版を電子データで提出すること。ただし、電子データでの提出が困難な場合は、書類等での提出も認める。

(6) その他、国内外への広報等、本事業を推進するために必要と認められる活動

※事業イメージとして年間のスケジュール例を下記に記載する。必ずしもこれによる必要はない。

| 年間計画 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| スポーツ庁およびASEAN事務局との打合せ | ■ | ■ | | | | | | | | | | |
| ASEAN各国への今年度事業の通知 | | ■ | | | | | | | | | | |
| ASEAN各国担当者との打合せ（モニタリング） | | ■ | | | ■ | | | ■ | | | ■ | |
| オンラインワークショップ | | | | | | ■ | | | | | | |
| 日ASEANスポーツ実務者会合での報告 | | | | | | | ■ | | | | | |
| 対面ワークショップへの招待状送付 | | | | | | | | ■ | | | | |
| 対面ワークショップ開催 | | | | | | | | | | ■ | | |
| 定期報告・完了報告 | | | ■ | | | ■ | | | ■ | | ■ | |

【Bタイプ：ASEANにおけるスポーツを通じたジェンダー平等の推進】

Bタイプの事業では、ASEAN諸国11か国（以下ASEAN各国）に向けてスポーツを通じたジェンダー平等推進に資する政策立案支援事業を実施するものである。本事業の委託を受けた団体は、適宜スポーツ庁およびASEAN事務局と連携の上、以下（1）～（4）の内容を実施するものとする。

※令和6年度までの取組については下記を参照のこと。

ASEAN-Japan Actions on Sports Gender Equality

（<https://www.seijo.ac.jp/research/sge/aseanjapan/>）

※令和7年度事業の内容については入札説明会にて説明する。なお、入札説明会に出席できない場合は、申し出に応じて説明資料を開示する。説明会開催後に国際交流担当宛（skokusai@mext.go.jp）にメールにて問い合わせること。

（1）ASEAN各国におけるスポーツを通じたジェンダー平等推進に係る支援

A S E A N 各国の実情を踏まえつつ、スポーツを通じたジェンダー推進に係る支援を行うため、以下の①～⑤を実施する。

① A S E A N 各国の現状把握とモニタリング

年度始にA S E A N 事務局を通じてA S E A N 各国のA S E A N スポーツ大臣会合担当部署に今年度の事業計画を周知するとともに、A S E A N 各国のスポーツを通じたジェンダー平等推進担当（各国2名）の選出を依頼する。選出されたA S E A N 各国担当者と協働し、令和7年度中に見直し・改訂を行ったA S E A N 各国のスポーツを通じたジェンダー平等推進のためのアクションプランの履行状況等を定期的（3～4か月毎）にモニタリング・フォローアップする。

② A S E A N 各国の政策立案者向けの研修等の実施

本事業で選出されたA S E A N 各国担当者等に向けて、各政府のスポーツ政策におけるジェンダー主流化に向けて有用な研修等を実施する。また、ワークショップ等の対面開催を通じてA S E A N 各国間の相互協力に向けた基盤形成を支援する。

③ A S E A N 各国におけるスポーツを通じたジェンダー平等に関する調査

過去事業において調査未実施のミャンマー、東ティモールにおいてスポーツを通じたジェンダー平等に関する調査を実施し、A S E A N 各国におけるスポーツを通じたジェンダー平等推進に資する提言を行う。

④ 国内外への情報発信

本事業の取組や成果について日本およびA S E A N 地域内外に発信し、周知する。

⑤ 今後の事業展開に向けた提言

A S E A N におけるスポーツを通じたジェンダー平等事業について、事業の指向性、持続可能な運営体制等について提言をする。

（2）日A S E A N スポーツ高級実務者会合における報告

議長国（日本およびカンボジア）およびA S E A N 事務局の要請に応じて、令和8年10月にカンボジア・シェムリアップで開催予定の第9回日A S E A N スポーツ高級実務者会合において、上記（1）の進捗等を原則対面（やむを得ない場合にはオンラインを認める）にて報告する。

（3）事業報告書の作成

以下の①、及び②を実施するものとする。

① 3か月毎にスポーツ庁に経過報告を行う（様式自由）。

② 事業報告

本事業の完了時に事業報告書及び概要版を電子データで提出すること。

ただし、電子データでの提出が困難な場合は、書類等での提出も認める。

（4）その他、本事業を推進するために必要と認められる活動。

※事業イメージとして年間のスケジュール例を下記に記載する。必ずしもこれによる必要はない。

| 年間計画 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| スポーツ庁およびA S E | ■ | ■ | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A N事務局との打合せ | | | | | | | | |
| A S E A N各国への今年度事業の通知 | | ■ | | | | | | |
| A S E A N各国担当者との打合せ(モニタリング) | | ■ | | ■ | | ■ | | ■ |
| オンラインワークショップ等 | | | | ■ | | | | |
| 日A S E A Nスポーツ実務者会合での報告 | | | | | ■ | | | |
| 対面ワークショップ等への招待状送付 | | | | | | ■ | | |
| 対面ワークショップ等の開催 | | | | | | | ■ | |
| 現地調査実施 | | | ■ | | ■ | | | |
| 定期報告・完了報告 | ■ | | | ■ | | ■ | | ■ |

4. 成果物（Aタイプ、Bタイプ共通）

- 事業報告書1部（A4版）

※事業報告書は電子媒体によって契約期間満了までに納品するものとする。

5. 委託契約期間（Aタイプ、Bタイプ共通）

令和8年4月1日（予定）～令和9年3月31日

6. 納入場所（Aタイプ、Bタイプ共通）

東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁参事官（国際担当）付交流担当

7. 事業規模（予算）及び採択数

Aタイプ：事業規模は25,500千円（税込）を上限とする。

採択数は1件とする。

Bタイプ：事業規模は24,500千円（税込）を上限とする。

採択数は1件とする。

8. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていないなくても不合格とならない。
- これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁参事官（国際担当）付技術審査委員会」において行う。なお、

総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1－1 事業内容の妥当性、独創性

* 1－1－1 本事業内容について、全て提案されていること。〔提案内容の充実度、及び仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

1－2 事業の実施方法の妥当性、独創性

* 1－2－1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

* 1－2－2 事業の実施方法が明確であること。

1－3 事業計画の妥当性、実現性

* 1－3－1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔業務の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2－1 組織の類似事業の経験

2－1－1 過去に当該領域における諸外国における政策立案支援に類似の事業を実施した実績があれば、類似事業の実績内容に応じて加点する。

2－2 組織の事業実施能力

* 2－2－1 本事業を遂行する人員が確保されていること。

2－2－2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2－2－3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 事業従事予定者の経験・能力

3－1 事業従事予定者の類似事業の経験

3－1－1 過去に当該領域における諸外国の政策立案支援に類似の事業を実施した実績があれば、類似事業の業績に応じて加点する。

3－2 事業従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3－2－1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3－2－2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4－1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4－1－1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定)又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企

業) 又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9. 検査

発注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、受注者が確認することもって検査とする。

10. 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

11. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した

率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 3. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 4. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 5. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。